

カテゴリ5-通信及び"情報セキュリティ"

パート2-"情報セキュリティ"

注1: **[Reserved]** "情報セキュリティ"品目又は機能の規制ステータスは、たとえ、それらが他のシステム又は装置の部分品、"ソフトウェア"又は機能であっても、カテゴリ5 パートIIにおいて決定される。

~~注1の注意: 医療の最終用途に"特別に設計した"貨物は、カテゴリ5 パートIIの品目を組み込んでいても、カテゴリ5 パートIIのECCNには分類されない。~~

注2: カテゴリ5 パートIIの"情報セキュリティ"製品暗号製品は、使用者の個人的な使用のため又は職業用具として使用者が携行する場合、許可例外TMP又はBAGの条件及び制約に従うことにより、これらの許可例外を適用することができる。

注3: 暗号注釈

ECCN 5A002、5A003、5A004 及び 5D002 は、**下記の品目**以下のいずれかに該当する品目については規制しない:

a. 以下のすべてに合致する品目:

1. 以下のいずれかの手段により販売店の在庫から何らの制限を受けず販売されていることにより、一般市民が通常的に入手可能であること:

- 店頭取引;
- 郵便による注文取引;
- 電子取引; 又は
- 電話による取引;

2. 暗号機能が使用者によって容易に変更できないこと;

3. 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること;かつ

4. [RESERVED]

5. 必要に応じて、本注釈 a の 1. ~3. 項で定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、輸出者の国のしかるべき当局に提出されること。

b. この注釈の a. 項で定められる既存品目のハードウェアの構成部品又は'実行可能ソフトウェア'であって、これらの既存品目のために設計されたもののうち、次のすべてに合致するもの:

1. "情報セキュリティー"が、その構成部品又は'実行可能ソフトウェア'の主たる機能又は一連の機能でないこと;

2. その構成部品又は'実行可能ソフトウェア'が、既存品目のいかなる暗号機能も変えないこと又

は既存品目の新しい暗号機能を付加しないこと;

3. 当該部分品又は'実行可能なソフトウェア'の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないもの;かつ

4. 輸出国のしかるべき当局によって判断されるところにより必要とする場合、上記の条件に適合していることを確認するために、その構成部品又は'実行可能ソフトウェア'の詳細及び関連する最終品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、上記の当局に提示されること。

Technical Note: 暗号注釈でいうところにおいて、'実行可能ソフトウェア'とは、この暗号注釈により 5A002、5A003 又は 5A004 から除外される既存のハードウェアの構成部品から実行可能な形式の"ソフトウェア"を意味する。

注: '実行可能ソフトウェア'には、最終品目で動作する"ソフトウェア"の完全二値画像を含まない。

暗号注釈の注:

1. 注釈3の a. 項に合致するには、次のすべての項目が適用されなければならない:

a. その品目が広範囲の個人及び企業に関心が持たれる可能性があること; 及び

b. その品目の価格及びその品目の主要な機能に関する情報が、販売業者又は供給業者に助言を求めることなく、購入前に入手できること。**単純な価格問い合わせは、助言を求めるとはみなされない。**

2. 注釈3の a. 項の適格性を決定する際に、BISは、関連する要素(例えば、数量、価格、必要とする技術的なスキル、既存の販売チャネル、代表的な顧客、代表的な用途又は供給業者の何らかの排他的行為)を考慮する場合がある。

注3(暗号注釈)に対する注意: この暗号注釈が適用できる鍵長が64ビット超の対称アルゴリズム(又は対称アルゴリズムを実装していない貨物及びソフトウェアの場合には、鍵長が768ビット超の非対称アルゴリズム若しくは鍵長が128ビット超の楕円暗号アルゴリズム)を使用しているマスマーケット暗号貨物及びソフトウェアについて、ECCN 5A002 又は 5D002 の"EI"及び"NS"規制から除外されるために、あなたは、**EAR § 740.17(b)** **EAR § 742.15(b)**の要求事項に従って、番号分類請求又は**自己番号分類報告**暗号登録をBISに提出しなければならない。

注4: カテゴリ5-パート2は、"暗号"を組み込んでいる又は使用している品目であって、次のすべての条件を満たすものには適用されない:

a. 品目の主たる機能又は一連の機能が次のいずれにも該当しないもの:

- "情報セキュリティー"[情報システムのセ

セキュリティ管理];

2. コンピュータ (これらのためのオペレーティングシステム、部品及び部分品を含む);

3. 情報の送信、受信若しくは記録及び保存 (娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く); 又は

4. ネットワーキング (有線若しくは無線回線網による電気通信回線の運用、管理、及び構築を含む);

b. 当該品目の有する暗号機能が当該品目の主たる機能又は一連の機能の支援のためにのみ用いられているもの; 並びに

c. 必要に応じて、上記の a 項及び b 項で定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、輸出国のしかるべき当局に提示されること。

A. "最終品目"、"装置"、"附属品"、"アタッチメント"、"部品"、"部分品"、及び"システム"

I. 暗号"情報セキュリティ"

5A002 "情報セキュリティ"システム、装置及びこれらのための"部分品"であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由: NS、AT、EI

Control (s)

Country Chart

(§ 738 Supp. No. 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI エントリー全体に適用される。EAR § 742. 15 参照

EI は、5A002 a. 1、a. 2、a. 5、a. 6、a. 9 及び b に適用される。EAR § 742. 15 を参照のこと。

許可要求事項の注釈:

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの ("情報セキュリティ"機能を組み込んだものを含む) 並びに上記のマイクロプロセッサの"製造"又は"開発"のための関連する"ソフトウェア"及び"技術"に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: Yes: "部分品"については 500 ドル。システム及び装置については適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

ENC: 特定の EI で規制される貨物については Yes、適格性については EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制:

(1) ECCN 5A002. a は、"情報セキュリティ"のために必要な手段又は機能を提供する"部分品"を規制する。すべてのこのような"部分品"は、推論上"特別に設計されたもの"であり、5A002. a で規制される。

(2) 5A002. d 又は e で規定されるシステム、装置、及び部分品であって、ITAR の対象となるものに対する規制については、USML のカテゴリー XI (XI (b) を含む) 及び XIII (b) (XIII (b) (2) を含む) を参照のこと。

~~(2) 5A002 は、このエントリーの品目欄の注にある (a)、(d)、(e)、(f)、(g)、(i)、(j)、(k)、(l) 及び (m) 項にリストされる貨物については規制しない。これらの貨物は、その代わりに、5A002 に番号分類される。また関連するソフトウェア及び技術は、それぞれ ECCN 5D002 及び 5E002 に番号分類される。~~

(3) EAR § 740. 17 (b) に基づく番号分類又は自己番号分類の後 BIS への暗号登録又は BIS による番号分類の後、適格要件を満たすマスマーケット暗号貨物は、"EI"及び"NS"規制から除外される。これらの貨物は ECCN 5A992. c. に番号分類される。EAR § 742. 15 (b) を参照のこと。

関連定義: ナシ

品目:

~~注: 5A002 は以下のいずれかに該当するものについては規制しない。しかし、これらの品目は、その代わりに、5A002 で規制される。~~

~~(a) スマートカード及びスマートカード用'リーダー/ライター'であって、次のいずれかに該当するもの:~~

~~(1) スマートカード若しくは電子的に読み取り可能な personal document [個人情報] (例えば、token coin [代用硬貨]、e-passport [IC パスポート]) であって、次のいずれかの条件を満たすもの:~~

~~a. 暗号機能が、カテゴリ 5-パート 2 の注 4 若しくはこの注釈の (b) 項から (i) 項で 5A002 から除外される装置若しくはシステムに限定されて使用されるものであって、他のいずれの用途のためにもプログラムの書き換えを行うことができないもの; 又は~~
~~b. 以下のすべてに該当するもの:~~

~~1. 内部に記録された'個人データ'の保護を可能とするために"特別に設計され"~~

~~かつ限定されたものであること。~~

~~2. 公共取引若しくは商業取引又は個人認証のためにのみカスタマイズできるもの又はカスタマイズされたものであること。~~

~~3. 暗号機能が使用者によってアクセスできないものであること。~~

~~Technical Note:~~

~~'個人データ'には、個々の個人又は事業者に固有のデータ(例えば、蓄積金額及び認証に必要なデータ)を含む。~~

~~(2) 'リーダー/ライター'であって、この注釈の a.1. で指定される品目のために"特別に設計され"、かつ、その品目に限定されたもの。~~

~~Technical Note:~~

~~'リーダー/ライター'には、スマートカードと情報のやりとりができる装置又はネットワークを通して電子的に読み取り可能な文書と情報のやりとりができる装置を含む。~~

~~(b) [Reserved]~~

~~注意: 以前 5A002 の注(b)で指定されていた品目についてはカテゴリ5パート2の注4を参照のこと。~~

~~(c) [Reserved]~~

~~注意: 以前 5A002 の注(c)で指定されていた品目についてはカテゴリ5パート2の注4を参照のこと。~~

~~(d) 銀行業務又は金融決済業務のために"特別に設計され"、かつ、限定された暗号装置。~~

~~Technical Note: 5A002 の注(d)にある'金融決済業務'には、料金の徴収及び精算又はクレジット業務を含む。~~

~~(e) 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末(例えば、市販の民生用セルラー無線通信システムで使用するもの)であって、他の電話機端末若しくは装置(無線アクセスネットワーク(RAN)装置を除く)に暗号化されたデータを直接送信することができないもの、及びRAN装置(例えば、無線ネットワーク制御装置(RNC)若しくは基地局制御装置(BSC))を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの。~~

~~(f) コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、無増幅の無線通信(例えば、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の単一无線区間での通信)の電波到達最長実効距離が、製造業者の仕様書において400メートル未満のもの; 又は~~

~~(g) 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末及び同等の無線機端末であって、公開された又は商業用の暗号標準(ただし、無断の複製を防止するためのものについては、公開されていないものを含む)のみを実装し、更に暗号注釈~~

~~(Category5 Part 2の注3)の a.2. 項から a.5. 項の条項を満たすもののうち、特定の民生産業用途のために、これらの元々の非カスタマイズ機器の暗号機能に作用しない機能によってカスタマイズされたもの。~~

~~(h) [Reserved]~~

~~注意: 以前 5A002 の注(h)で指定されていた品目についてはカテゴリ5パート2の注4を参照のこと。~~

~~(i) 無線"パーソナルエリアネットワーク"に用いられる装置であって、公開された又は商業用の暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲(製造業者の仕様によるもの)が30メートルを超えない範囲に限定されているもの又は8以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲(製造業者の仕様によるもの)が100メートルを超えない範囲に限定されているもの。~~

~~(j) 5A002.a.2、5A002.a.4、5A002.a.7、5A002.a.8 又は 5A002.b で指定される機能を有していない装置であって、次のすべてに該当するもの。~~

~~1. 5A002.a で指定される暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの。~~

~~a. 当該暗号機能を使用することができないもの; 又は~~

~~b. 当該暗号機能が、"暗号機能有効化"の手段を用いることによってのみ使用可能となるものかつ~~

~~2. 輸出者の国のしかるべき当局により決定される場所により必要とされる場合、上記で定める条件に適合していることを確認するために、当該装置の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、上記の当局に提出されること。~~

~~注意1: 既に"暗号機能有効化"がなされた装置については、5A002.aを参照のこと。~~

~~注意2: 5A002.b、5D002.d及び5E002.bについても参照のこと。~~

~~(k) 民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク(RAN)装置であって、暗号注釈(カテゴリ5のパート2の注3)の a.2 項から a.5 項に該当するもののうち、無線周波数の出力が0.1W(20dBm)以下に制限されており、かつ、同時に接続できるデバイスが16以下のもの。~~

~~(l) ルーター、スイッチ若しくはリレーであって、"情報システムのセキュリティ管理"機能が装置の"操作、管理若しくは保守"("OAM")に関する機能に限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの; 又は~~

~~(m) 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバであって、その"情報システムのセキュリティ管理"~~

~~機能が次のすべてに該当するもの：~~

- ~~1. 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの；かつ~~
- ~~2. 次のいずれかに該当するもの：~~
 - ~~a. カテゴリー5パート2の注3の条項を満たすCPUにおいて実現されているもの；~~
 - ~~b. オペレーティングシステム（5D002で指定されるものを除く）において実現されているもの；又は~~
 - ~~c. 装置の“OAM”[操作、管理又は保守]に限定されているもの。~~

a. 暗号“情報セキュリティ”のためのシステム、装置、及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

注意：復号化機能を搭載又は使用している衛星航法システム（GNSS）の受信装置の規制に関しては、7A005を参照のこと、また、関連する復号“ソフトウェア”及び“技術”に関しては、7D005及び7E001を参照のこと。

a. 1. デジタル方式の、“暗号処理”技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止された“ソフトウェア”の実行のため以外の暗号機能を有するように設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの：

Technical Notes:

1. 認証、デジタル署名及び複製することを防止された“ソフトウェア”の実行のための暗号機能には、関連する鍵管理機能を含む。
2. 認証のための暗号機能には、不正なアクセスを防ぐためのパスワード、個人識別番号データ（PINs）又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外のすべてのアクセス制御機能を含む。

a. 1. a. 56 ビットを超える鍵長を用いた“対称アルゴリズム”；又は

Technical Note: カテゴリー5-パート2において、パリティビットは、鍵長には含めない。

a. 1. b. アルゴリズムの安全性が以下のいずれかに基づく“非対称アルゴリズム”：

a. 1. b. 1. 512 ビットを超える整数の素因数分解（例えば、RSA）；

a. 1. b. 2. 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算（例えば、有限体上の Diffie-Hellman 方式）；又は

a. 1. b. 3. 5A002. a. 1. b. 2 に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数（例えば、楕円曲線上の Diffie-Hellman 方式）；

a. 2. [Reserved] ‘暗号解析機能’を行うように設計又は改造したもの；

~~注：5A002. a. 2 には、リバースエンジニアリングの方法により‘暗号解析機能’を行うように設計又は改造したシステム又は装置を含む。~~

~~Technical Note: ‘暗号解析機能’は、平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能をいう。~~

注意：以前 5A002. a. 2 で指定されていた品目については、5A004. a を参照のこと。

注：5A002. a は、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

(a) スマートカード及びスマートカード用‘リーダー/ライター’であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) スマートカード若しくは電子的に読み取り可能な personal document [個人情報]（例えば、token coin [代用硬貨]、e-passport [IC パスポート]）であって、次のいずれかの条件を満たすもの：

a. 暗号機能が、カテゴリー5-パート2の Note

4 若しくはこの注釈のエントリー (b) から (i) で 5A002、5A003 又は 5A004. から除外される装置若しくはシステムでの使用に限定されて使用されるものであって、他のいずれの用途のためにもプログラムの書き換えを行うことができないもの；又は

b. 以下のすべてに該当するもの：

1. 内部に記録された‘個人データ’の保護を可能とするために特別に設計され、かつ限定されたものであること；
2. 公共取引若しくは商業取引又は個人認証のためにのみカスタマイズできるもの又はカスタマイズされたものであること；かつ
3. 暗号機能が使用者によってアクセスできないものであること；

Technical Note:

‘個人データ’には、個々の個人又は団体に固有のデータ（例えば、蓄積金額及び認証に必要なデータ）を含む。

- (2) ‘リーダー/ライター’であって、この注釈の (a) (1) で指定される品目のために特別に設計され、かつ、その品目に限定されたもの。

Technical Note:

‘リーダー/ライター’には、スマートカードと情報のやりとりができる装置又はネットワークを通して電子的に読み取り可能な文書と情報のやりとりができる装置を含む。

- (b) 銀行業務又は‘金融決済業務’のために特別に設計され、かつ限定された暗号装置；

Technical Note : 5A002 の注 (b)における'金融決済業務'には、料金の徴収及び精算又はクレジット業務を含む。

(c) 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末（例えば、市販の民生用セルラー無線通信システムで使用するもの）であって、他の電話機端末若しくは装置（無線アクセスネットワーク（RAN）装置を除く）に暗号化されたデータを直接送信することができないもの、及び RAN 装置（例えば、無線ネットワーク制御装置（RNC）若しくは基地局制御装置（BSC））を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの；

(d) コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、無増幅の無線通信（例えば、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の単一无線区間での通信）の電波到達最長実効距離が、製造業者の仕様書において 400 メートル未満のもの；

(e) 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末及び同等の無線機端末であって、公開された又は商業用の暗号標準（ただし、無断の複製を防止するためのものについては、公開されていないものを含む）のみを実装し、更に暗号注釈（Category 5 Part 2 の Note 3）の a. 2. 項から a. 5 項の条項を満たすもののうち、特定の民生産業用途のためにカスタマイズされたもの（これらの元々のカスタマイズされていない機器の暗号機能を変更していないものに限る）；

(f) 無線"パーソナルエリアネットワーク"に用いられる装置であって、公開された又は商業用の暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲（製造業者の仕様によるもの）が 30 メートルを超えない範囲に限定されているもの又は 8 以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲（製造業者の仕様によるもの）が 100 メートルを超えない範囲に限定されているもの；

(g) 装置であって、次のすべてに該当するもの；

1. 5A002. a で指定される暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの；
 - a. 当該暗号機能を使用することができないもの；又は
 - b. 当該暗号機能が、“暗号機能有効化”の手段を用いることによるのみ使用可能となるもの；かつ
2. 輸出者の国のしかるべき当局により決定される場所により必要とされる場合、上記で定める条件に適合していることを確認するために、

当該装置の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、上記の当局に提出されること；

注意 1: 既に“暗号機能有効化”がなされた装置については、5A002. a を参照のこと。

注意 2 : 5A002. b、5D002. d 及び 5E002. b についても参照のこと。

(h) 民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク（RAN）装置であって、暗号注釈（カテゴリー5-パート 2 の注 3）の a. 2 項から a. 5 項に該当するもののうち、無線周波数の出力が 0.1W (20dBm) 以下に制限されており、かつ、同時に接続できるデバイスが 16 以下のもの；

(i) ルーター、スイッチ若しくはリレーであって、“情報システムのセキュリティ管理”機能が装置の“操作、管理若しくは保守”（“OAM”）に関する機能に限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの；又は

(j) 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであって、その“情報システムのセキュリティ管理”機能が次のすべてに該当するもの；

1. 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの；かつ
2. 次のいずれかに該当するもの；
 - a. カテゴリー5-パート 2 の注 3 の条項を満たす CPU において実現されているもの；
 - b. オペレーティングシステム（5D002 で指定されるものを除く）において実現されているもの；又は
 - c. 装置の“OAM”[操作、管理又は保守]に限定されているもの。

b. “暗号機能有効化”の手段を用いることによるのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの；

c. “量子暗号”を用いるように設計又は改造したもの；

Technical Note: “量子暗号”は、量子鍵配布 (QKD) ともいう。

d. ウルトラワイドバンド変調技術を用いたシステムのためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの；

d. 1. 帯域幅が 500 MHz を超えるもの；又は

d. 2. “比帯域幅”[瞬時帯域幅を中心周波数で除した値]が 20% 以上のもの；

e. “スペクトル拡散”のための拡散符号（周波数ホッピングのためのホッピング符号を含む）の生成

に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したものの (5A002. d で規制されるものを除く)。

~~a. 3. [RESERVED]~~

~~a. 4. 情報を伝達する信号の漏洩を防止するように“特別に設計”又は改造したもの (電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したもの)。~~

~~a. 5. “スペクトル拡散”のための拡散符号 (周波数ホッピングのためのホッピング符号を含む) の生成に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したもの (5A002. a. 6. で規制されるものを除く)。~~

~~a. 6. ウルトラワイドバンド変調技術を用いたシステムのためのチャンネル符号、スタランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの。~~

~~a. 6. a. 帯域幅が 500 MHz を超えるもの；又は~~

~~a. 6. b. “比帯域幅” [瞬時帯域幅を中心周波数で除した値] が 20% 以上のもの。~~

~~a. 7. 非暗号情報通信技術 (ICT) セキュリティシステム [秘密保護機能 (当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く) を有する情報通信システム] であって、国内当局 [CCRA (情報技術セキュリティの分野におけるコモンクライテリア認証書の承認に関するアレンジメント) に基づき CCRA 加盟国により認定された評価機関] によりコモンクライテリア (CC) [国際規格 ISO15408 (情報技術セキュリティ評価基準)] のクラス EAL-6 (評価保証レベル) を超えるもの又は同等と評価され、その評価結果が CCRA に基づき CCRA 加盟国により認証されたもの [市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く] 及びその部分品 [秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る]。~~

~~a. 8. 盗聴を検知するための機械的、電氣的又は電子的手段を有するように設計又は改造した通信ケーブルシステム。~~

~~注：5A002. a. 8 は、物理層で盗聴の検知機能を実現するもののみ適用される。~~

~~a. 9. ‘量子暗号’を使用又は実行するように設計又は改造したもの。~~

Technical Note:

~~“量子暗号”は、量子鍵配布 (QKD) ともいう。~~

~~b. システム、装置、及び部分品であって、“暗号機能有効化”の手段を用いることによりのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される~~

~~性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの。~~

5A992 5A002 により規制されない装置 (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 Supp. No. 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの (“情報セキュリティ”機能を組み込んだものを含む) 並びに上記のマイクロプロセッサの “製造” 又は “開発” のための関連する “ソフトウェア” 及び “技術” に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

GIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

- a. [Reserved] 暗号機能を搭載した通信装置及びその他の情報セキュリティ装置。
- b. [Reserved] “情報セキュリティ装置” (他のエントリーで特定されていないもの) (例えば、暗号装置、暗号解析装置及び暗号論理装置であって、他のエントリーで特定されていないもの) 並びにこれらの “部分品”。

~~注：5A002 は、コピー防止に限定された暗号機能をもつ製品については規制しない。~~

c. EAR § 740. 17 (b) に従ってマスマーケット暗号貨物であると番号分類された貨物。EAR § 742. 15 (b) に従って BIS が暗号登録を受理した貨物、又は EAR § 742. 15 (b) に従ってマスマーケット暗号貨物であると番号分類された貨物。

II. 非暗号 “情報セキュリティ”

5A003 非暗号 “情報セキュリティ” のためのシステム、装置及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart (§ 738 Supp. No. 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: "部分品"については 500 ドル。システム及び装置については適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制: なし

関連定義: なし

品目:

a. 盗聴を検知するための機械的、電氣的又は電子的手段を有するように設計又は改造した通信ケーブルシステム;

注: 5A003. a は、物理層で盗聴の検知機能を実現するもののみ適用される。

b. 情報を伝達する信号の漏洩を防止するように特別に設計又は改造したもの (電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く)。

III. 解読、脆弱化又はバイパス"情報セキュリティ"

5A004 "情報セキュリティ"を解読、脆弱化又はバイパスするための"システム"、"装置"及び"部分品"であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由: NS、AT、EI

Control (s) Country Chart (§ 738 Supp. No. 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI エントリー全体に適用される。EAR § 742. 15 を参照のこと。

許可要求事項の注釈:

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの ("情報セキュリティ"機能を組み込んだものを含む) 並びに上記のマイクロプロセッサの"製造"又は"開発"のための関連する"ソフトウェア"及び"技術"に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: "部分品"については 500 ドル。システム及び装置については適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

ENC: 特定のEIで規制される装置についてはYes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制: ECCN 5A004. a は、"情報セキュリティ"のために必要な手段又は機能を提供する"部分品"を規制する。すべてのこのような"部分品"は、推論上"特別に設計されたもの"であり、5A004. a で規制される。

関連定義: なし

品目:

a. '暗号解析機能'を行うように設計又は改造したものの;

注: 5A004. a には、リバースエンジニアリングの方法により'暗号解析機能'を行うように設計又は改造したシステム又は装置を含む。

Technical Note: '暗号解析機能'は、平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能をいう。

b. [Reserved]

B. 試験用、測定用及び"製造用の装置"

5B002 "情報セキュリティ"の試験用、検査用及び"製造"用の装置であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由: NS、AT

Control (s) Country Chart (§ 738 Supp. No. 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: 適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

ENC: 特定のEIで規制される装置についてはYes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制: なし

関連定義：なし

品目：

- a. 5A002、5A003、5A004 又は 5B002. b で規制される装置の”開発”又は”製造”のために”特別に設計した”装置；
- b. 5A002、5A003 若しくは 5A004 で規制される装置又は 5D002. a 若しくは 5D002. c で規制される”ソフトウェア”の”情報セキュリティ”機能を評価及び検証するために”特別に設計した”測定装置。

C. “材料” - [Reserved]

D. “ソフトウェア”

5D002 “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT、EI

Control (s)

Country Chart

(§ 738 Supp. No. 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、ECCN 5A002、5A004 又は 5D002 においてEI 理由で規制される貨物又は”ソフトウェア”装置のための 5D002. a、. c. 1、又は . d に掲げる”ソフトウェア”に適用される。

EAR § 742. 15 を参照のこと。

注：暗号ソフトウェアは、その機能の能力の故に規制され、当該ソフトウェアの情報価値の故では規制されない；当該ソフトウェアは、EAR においては、他のソフトウェアと同じ扱いを受けない；そして、輸出許可でいうところにおいて、暗号ソフトウェアは、EAR のもとで、ECCN 5A002 に含まれる貨物と同様に扱われる。

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（”情報セキュリティ”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの”製造”又は”開発”のための関連する”ソフトウェア”及び”技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

注：暗号ソフトウェアは、その機能の能力の故に規制され、当該ソフトウェアの情報価値の故では規制されない；当該ソフトウェアは、EAR においては、

~~他のソフトウェアと同じ扱いを受けない；そして、輸出許可でいうところにおいて、暗号ソフトウェアは、EAR のもとで、ECCN 5A002 に含まれる貨物と同様に扱われる。~~

~~注：このエントリーのもとに番号分類される暗号ソースコードは、たとえ EAR § 734 により一般に入手可能にされたとしても、依然として EAR の対象である。しかし、ECCN 5D002 のもとに番号分類される一般に入手可能な暗号オブジェクトコードソフトウェアは、対応するソースコードが EAR § 740. 13(c) で指定される基準を満たしている場合、EAR の対象とならない (EAR § 734. 3(b) (3) についても参照のこと)。~~

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

ENC：特定の EI で規制されるソフトウェアについては Yes、適格性については EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制：

EAR § 740. 17 (b) に基づく番号分類又は自己番号分類の後、適格要件を満たすマスマーケット暗号ソフトウェアは、”EI”及び”NS”規制から除外される。このソフトウェアは ECCN 5D992. c. に指定される。

~~(1) このエントリーは、ECCN 5A002 の関連規制欄若しくは Technical Note に基づいて規制除外される装置の”使用”のために必要な”ソフトウェア”又は ECCN 5A002 に基づく規制から除外される装置のいずれかの機能を提供する”ソフトウェア”については規制しない。このソフトウェアは、ECCN 5D992 に番号分類される。~~

~~(2) 暗号登録が BIS に提出された後、又は BIS による番号分類の後、適格性要件を満たすマスマーケット暗号ソフトウェアは、”EI”及び”NS”規制から除外される。このソフトウェアは ECCN 5D992. c. に番号分類される。EAR § 742. 15 (b) を参照のこと。~~

関連定義：5D002. a は、”情報セキュリティ”を確実にするためにデジタル又はアナログ技術を用いた”暗号処理”を使用するように設計又は改造した”ソフトウェア”を規制する。

品目：

- a. 5A002、5A003 若しくは 5A004 で規制される装置又は 5D002. c で規制される”ソフトウェア”の”開発”、”製造”又は”使用”のために”特別に設計した”又は改造した”ソフトウェア”；
- b. 5E002 で規制される”技術”を支援するために”特別

に設計“又は改造した”ソフトウェア”；

c. 特別な“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 5A002、5A003 若しくは 5A004 で規制される性能を有する“ソフトウェア”又は 5A002 で規制される装置の機能を実現する若しくは機能をシミュレーションする“ソフトウェア”；

c. 2. 5D002.c. 1 で規制される“ソフトウェア”を検定するための“ソフトウェア”。

注：5D002.c は、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、“OAM”[操作、管理又は保守]に関する作業に限定されている“ソフトウェア”には適用されない。

d. “ソフトウェア”であって、当該プログラムの“暗号機能有効化”の手段を用いることによってのみ、ある品目が 5A002.a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの。

5D992 5D002 で規制されない“情報セキュリティ”ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 Supp. No. 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報セキュリティ”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：このエントリーは、例えばウイルスのような悪意のあるコンピュータ被害から保護するように設計又は改造した“ソフトウェア”であって、“暗号”の用途が認証、デジタル署名及び／又はデータ又はファイルの復号に限定されるものについては規制しない。

関連定義：なし

品目：

a. ~~[Reserved] 5A992.a. 又は 5A992.b で規制される装置の“開発”、“製造”、又は“使用”のために“特別~~

~~に設計“又は改造した”ソフトウェア”。~~

b. ~~[Reserved] 5A992.a. 若しくは 5A992.b で規制される性能を有する“ソフトウェア”又は 5A992.a. 若しくは 5A992.b で規制される装置の機能を実現する若しくは機能をシミュレーションする“ソフトウェア”。~~

c. ~~EAR § 740. 17 (b) に従ってマスマーケット暗号ソフトウェアであると番号分類された“ソフトウェア”。~~
~~EAR § 742. 15 (b) に従って BIS が暗号登録を受理した“ソフトウェア”、又は EAR § 742. 15 (b) に従ってマスマーケット暗号ソフトウェアであると番号分類された“ソフトウェア”。~~

E. “技術”

5E002 “技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT、EI

Control(s)

Country Chart

(§ 738 Supp. No. 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、ECCN 5A002、5A004 EAR § 742. 15 を参照のこと。又は 5D002 において EI 理由で規制される貨物又は“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”のための

5E002.a に掲げる“技術”、及び 5E002.b に掲げる“技術”に適用される。

許可要求事項の注釈：

(1) マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報セキュリティ”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

(2) 当事者が、米国内で取得した“技術”又は米国原産の“技術”のいずれかを取り入れた或いは別な形態で利用した技術援助を実施又は提供する場合、そこで“技術”の譲渡が生じる。そのような技術援助が、ECCN 5A002、5A004 又は 5D002 において“EI”理由で規制される暗号貨物又はソフトウェアの“開発”又は“製造”において援助する意図をもって与えられた場合、そのような技術援助は、たとえ、実行される基

礎をなす暗号アルゴリズムが、パブリックドメイン [だれでも許可なく使用できる状態] からのもの又は米国原産でないものであっても、EARのもとに認可を必要とする場合がある。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

ENC: 特定のEIで規制される技術についてはYes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制：5E992 についても参照のこと。このエントリーは、ECCN 5A002 の関連規制欄若しくは Technical Notes において規制から除外される装置の“使用”のために“必要な”技術”又は ECCN 5A002 において規制から除外される装置に関連する“技術”については、規制しない。この“技術”は、ECCN 5E992 に番号分類される。

関連定義：なし

品目：

- a. 5A002、5A003、5A004 若しくは 5B002 で規制される装置又は 5D002. a 若しくは 5D002. c で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、又は“使用”に係る“技術”であって、General Technology Note の対象となるもの。
- b. “技術”であって、当該技術の“暗号機能有効化”の手段を用いることによつてのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、又はこれを越えることを可能にするもの。

注：5E002 には、カテゴリ5-パート2で指定されるものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる“情報セキュリティ”に関する技術資料を含む。

5E992 “情報セキュリティ”技術” であって、General Technology Note の対象となるもの（5E002 で規制されるものを除く）のうち、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 Supp. No. 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報セキュリティ”機能を組み込

んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

- a. **[Reserved]** 5A992. a で規制される装置、5A992. b で規制される“情報セキュリティ”若しくは暗号論理装置又は 5D992. a. 若しくは b. で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”であって、他のエントリーで規制されていないもの。
- b. 5A992. c. で規制されるマスマーケット貨物又は 5D992. c. で規制されるマスマーケット“ソフトウェア”の使用に係る“技術”であって、他のエントリーで規制されていないもの。

EAR99 EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリー又は CCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。